

国際スポーツ交流支援事業 実施要項

1 目 的

競技団体等が実施する諸外国との各種交流大会等を支援することにより、友好・親善を深めるとともに、競技レベルの向上を図り、スポーツの普及・振興につなげることを目的とする。

2 主催・主管

競技団体

3 共 催

公益財団法人京都市スポーツ協会

4 対 象 事 業

(1) 派遣事業

競技団体等が諸外国に選手団を派遣して実施する大会や競技会

(2) 受入事業

競技団体等が諸外国の選手団を受け入れて、京都市内で実施する大会や競技会

5 期 間

2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで

6 参 加 対 象

原則として、京都市民または京都市内在勤在学者であること。

7 傷 害 保 険

競技団体において、加入すること。

8 助 成 金 額

予算の範囲内において、1 団体につき 200,000 円を限度に助成する。

9 そ の 他

事業名に「国際スポーツ交流支援事業」の冠名称を付記すること。

国際スポーツ交流支援事業 事務処理要領

1 交付申請

(1) 提出期限について

2025 年 5 月 30 日までに交付申請書を提出してください。

(2) 提出書類について

ア 交付申請書（第 1 号様式）

イ 収支予算書（第 2 号様式）

ウ 実施要項又は実施計画書

※ 作成する実施要項等には 共催：（公財）京都市スポーツ協会 と明記してください。

エ 行程表（第 3 号様式）

オ 助成金交付資格審査申請書（第 4 号様式）※ 本会加盟団体以外

カ 宣誓書（第 5 号様式）※ 本会加盟団体以外

2 助成金の内示

助成金の内示は、交付申請日から 30 日以内に通知します。

3 実施報告書

(1) 提出期限について

事業終了後 60 日以内に提出してください。

※ 年度末実施の場合、2026 年 4 月 15 日までに提出してください。

(2) 提出書類について

ア 実施報告書（第 6 号様式）

イ 収支決算書（第 7 号様式）

ウ 事業に関する資料（プログラム、参加者名簿 等）

エ 業者の発行する領収書（写）

※ 諸謝金のみ、個人の発行する領収書を受け付ける。

4 助成金の交付

大会実施報告書の提出から 60 日以内に金額を決定し、交付します。

※財源が限られているため、交付額が申請額どおりにならないことがあります。